

公益財団法人アイザワ記念育英財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号(以下「認定法第5条13号」という。)及び公益財団法人アイザワ記念育英財団(以下「この法人」という。)の定款第13条(評議員に対する報酬等)及び第28条(役員に対する報酬等)の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の評議員には、定款第13条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合等は1人1回あたり2万円を報酬等として支給することができる。

2 この法人の理事には、各年度の報酬等の総額が50万円の範囲内において、職務の執行として評議員会、理事会への出席をした場合等は1人1回あたり2万円を報酬等として支給することができる。

ただし、常勤する理事については、各年度の報酬等の総額が500万円の範囲内において、月額の報酬を支給することができる。

なお、常勤する理事が発生した場合は、理事会に報告する。

3 この法人の監事には、各年度の報酬等の総額が20万円の範囲内において、職務の執行として評議員会、理事会への出席をした場合等は1人1回あたり2万円を報酬等として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員及び役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 その支給方法は、役員及び評議員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する経費の実費相当額を費用として支給することができる。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

付則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付則2

この規程は、令和7年6月12日から施行する。